

公 告 書

令和 5 年 11 月 7 日

事業計画者 株式会社エコテック

代表取締役 平田廣幸

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成 20 年 10 月 24 日三重県条例第 41 号。以下「条例」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき事業計画書を作成いたしましたので、条例第 22 条第 1 項の規定により、下記のとおり公告を実施し、条例第 2 条第 2 項第 9 号に規定する関係住民等（以下「関係住民等」という。）は本事業計画について生活環境の保全上の見地による意見書を弊社に提出することができます。

1.事業計画の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地

名 称	株式会社エコテック
代 表 者	平田 廣幸
主たる事務所	三重県南牟婁郡御浜町引作 141-69
連 絡 先	05979-2-0121

2.産業廃棄物処理施設設置等の目的、計画及び処理施設の種類並びに処理する廃棄物の種類

目 的	弊社は現在廃置を固形燃料等へリサイクルを目的として処理を行っておりますが、より継続的に安定処理が行えるよう破砕機を導入する計画です。
計 画 地	三重県南牟婁郡御浜町大字引作字谷内 709-72 他 10 筆
処 理 施 設 の 種 類	破砕施設
処 理 能 力 及 び 処 理 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類	処理能力：0.7 t / 時間 5.5 t / 日 産業廃棄物の種類：繊維くず（廃置に限る。）

3.事業計画書の写しの縦覧の場所及び時間

縦 覧 の 場 所	三重県南牟婁郡御浜町引作 141-69 株式会社エコテック 本社事務所 三重県南牟婁郡御浜町阿田和 4926-1 御浜町中央公民館
-----------	--

縦覧の開始予定日	令和5年11月7日
縦覧時間	9時から17時 (土日祝日を除く)

4.説明会の開催

日 時	令和5年11月28日(火) 14時
場 所	三重県南牟婁郡御浜町引作 265-3 引作集会所

5.意見書の提出期限、提出先

提出期限	令和5年12月28日(木)
提出先	〒519-5205 三重県南牟婁郡御浜町引作 141-69 株式会社エコテック
提出方法	持参又は郵送 ※提出期限日必着
様式	規定なし

6.その他手続き等

見解書の縦覧	意見書の提出があったときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作成し、縦覧に供します。
再意見の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面(以下「再意見書」という。)を弊社に提出することができます。
再見解書の縦覧	再意見書の提出があったときは、再意見書に対する弊社見解を記載した書面(以下「再意見書」という。)を作成し、縦覧に供します。
備考	見解書及び再見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については、弊社のホームページ(http://www.ecotec-jp.com/)に掲載します。